

# 兵庫県公報

平成21年8月28日 金曜日 第2111号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害（復興支援課）	1
○ 平成21年度松くい虫防除事業の知事命令となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（特別伐倒駆除）（同）	2
○ 保安林の指定予定（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の解除（水質課）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	3
○ 同 上（同）	4
教育委員会規則	
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	6

## 公布された法令のあらまし

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（教育委員会規則第13号）  
使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例のうち、兵庫県立美術館の分館の展示室に係る利用料の基準額の規定の施行期日を平成21年9月1日とすることとした。

## 告 示

### 兵庫県告示第954号

平成21年8月9日、朝来市の区域内において発生した平成21年台風第9号による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成21年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三



### 兵庫県告示第955号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成21年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

神戸市、姫路市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡市川町、同郡福崎町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

##### (2) 期間

平成21年8月28日から平成22年3月31日まで

#### 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

#### 4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1 (2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。



#### 兵庫県告示第956号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成21年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 区域及び期間

- (1) 区域  
南あわじ市
- (2) 期間

平成21年 8月28日から平成22年 3月31日まで

#### 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

#### 4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあつては、15ミリメートル)以下となるように破砕すること。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1 (2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、

行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。



**兵庫県告示第957号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成21年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
神戸市北区有野町有野字烏茸尾4023、4025
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第958号**

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除する。  
平成21年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域  
平成20年兵庫県告示第1158号により指定した区域(伊丹市鴻池7丁目63番の一部、86番の一部)の全部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

**公 告**

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) イオンタウン東加古川SC (MV棟)  
所在地 加古川市土山字勝負850-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 藤 本 昭

住所 姫路市北条口四丁目 4 番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	藤 本 昭	姫路市北条口四丁目 4 番地
外未定		

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 4月 1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,355平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

255台

(2) 駐輪場の収容台数

160台

(3) 荷さばき施設の面積

150平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

25立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社 外未定	24時間営業	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

入口 2箇所、出入口 1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成21年 7月31日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成21年 8月28日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年 1月 4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) イオンタウン東加古川S.C (家電棟)  
 所在地 加古川市土山字勝負850-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 マックスバリュ西日本株式会社  
 代表者の氏名 藤 本 昭  
 住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社関西ケーズデンキ  
 代表者の氏名 井 川 留 雄  
 住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成22年 4月 1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 6,012平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
303台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
50台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
77平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
30立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社関西ケーズデンキ	午前10時	午後 9 時30分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前 9 時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 出口 2 箇所、出入口 3 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
 平成21年 7月31日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成21年 8月28日から 4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年 1月 4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号

教 育 委 員 会 規 則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年 8月28日

兵庫県教育委員会

委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第13号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第 8号）附則第 1項第 8号に規定する教育委員会規則で定める日は、平成21年 9月 1日とする。